

1. 令和7年第4回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和7年12月19日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第118号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程3 議案第119号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第120号 郡上市和良農産物加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程5 議案第121号 郡上市美並川の駅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程6 議案第122号 郡上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程7 議案第123号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第124号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第125号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第126号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第135号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設及び郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について
- 日程12 議案第136号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程13 議案第137号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程14 議案第138号 財産の無償譲渡について（郡上市和良農産物加工施設）
- 日程15 議案第139号 財産の無償貸付について（旧郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設）
- 日程16 請願第4号 国に対し地域医療を守り医療機関の維持存続への支援を求める意見書提出の請願について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程16まで

- 日程17 議案第140号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第141号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程19 議案第142号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第143号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程21 議案第144号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程22 議案第145号 令和7年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程23 議案第146号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程24 議案第147号 令和7年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程25 議案第148号 令和7年度郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程26 議案第149号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程27 議発第10号 議員派遣について

3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	9番	山田智志
10番	本田教治	11番	長岡文男
12番	田代まさよ	13番	田中義久
15番	森藤文男	16番	原喜与美
17番	野田かつひこ	18番	清水敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

8番	池戸郁夫
----	------

5. 欠員（1名）

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
総務部付部長	村瀬正純	健康福祉部長	田口昌彦
農林水産部長	田代吉広	農林水産部付部長	伊藤公博

商工観光部長	粥川 徹	建設部長	三輪 幸司
環境水道部長	遠藤 貴広	郡上偕楽園長	成瀬 敦子
教育次長	長尾 実	会計管理者	中山 洋
消防長	兼山 幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田 重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島 康史	代表監査委員	神谷 公真

7. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課 係	三島 栄志
議会事務局 議会総務課 主 任	荻本 恵		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。本日の欠席議員は、8番 池戸郁夫議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、毎回皆様方にはお願い申し上げますが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするか、また、電源をお切りになるよう、会議の妨げにならないよう御配慮のほうをよろしくお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 山田智志議員、10番 本田教治議員を指名いたします。

◎議案第118号から議案第126号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（森藤文男） 日程2、議案第118号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、日程10、議案第126号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてまでの9議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました9議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは、令和7年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、令和7年12月12日開催の第4回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第118号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について。

市長公室長から、激甚化・頻発化する自然災害をはじめ、国の政策動向や社会情勢の変化等、多様な行政ニーズに的確に迅速に対応しなければならない一方で、今後も減少が見込まれる本市の推計人口や困難さを増す市職員の確保状況等を踏まえ、人口や職員数に見合った業務執行体制の確立

等を目指し、組織機構の一部を改編するためのものであるとの説明を受けました。

また、市長から、振興事務所については、人口が減っていく中で前と同じ体制が必要なのかというのを思っており、近隣市の事例を参考に研究していく必要がある。振興事務所の業務として地域振興と防災は欠くことができないが、地域振興は地域協議会、公民館等の協力を得ながら進めることが必要だと思う。また防災は、大地震発生時の初動は職員OBに協力していただき参集してもらうといった対応が考えられる。他市では、支所を縮小した際に一時本庁が大変であったと聞いており、本庁の強化も考えていかなければならない。今回は振興事務所を大幅に縮小するという提案ではないが、職員の採用状況が厳しい中、行政をどのように運営していくべきか、10年先、20年先の人口を見据えた動きを今から考えつつあるとの説明がありました。

審査の中で、委員から、部局の統合後の各課の業務量と人員配置のバランスを検証する期間はあるのかという質問があり、まずは令和8年4月1日から組織機構改革としてスタートを切り、令和8年度の1年間は効果や状況を見定め、必要に応じて次の手を講じていきたいとの説明がありました。

振興事務所の統廃合や合理化は賛成であるが、白鳥振興事務所はどのような価値基準で残しているのかとの質問があり、専門的な分野に精通する職員が少なくなっている中、振興事務所からオンラインで相談できる仕組みも必要と考えており、その際は、白鳥振興事務所が北部の拠点となることも想定されるとの説明がありました。

振興事務所は、支所や分所にするなどの形態の変更や名称の変更を考えているのかとの質問があり、現在、振興事務所は支所として位置づけている。名称は振興事務所のままで変更はないが、本庁と振興事務所の役割分担について再確認を進めたいとの説明がありました。

市民生活部市民協働課が設置されるが、市民協働センターの位置づけはどうかとの質問があり、市民協働課は自治会や地域協議会関係等、主に地域振興に関する事務を持つこととしている。市民協働センターは引き続き市民と行政のつなぎ役としての役割があり、その位置づけは継続する予定であるとの説明がありました。

組織改編を6月定例会や9月定例会の段階で提案することはできなかったのかとの質問があり、組織改編の検討は以前から進めてきたが、調整事項が多くあり、手続き上、今回の提出となったとの説明がありました。

配置人数は決定しているのかとの質問があり、現在、作業を進めている段階であり、確定には至っていないとの説明がありました。

農林水産部門の郡上総合庁舎への移転の検討状況やスケジュールについての質問があり、現在、建設部が入居している2階に市の農林水産部門も入ることに決定した。県において必要な改修を行っていただいた後、3月には市で電話やパソコン関係の工事を行う予定であり、できるものから順

番に引っ越していくこととしているとの説明がありました。

組織機構改革と職員定数の削減はセットで考えていくものとするが、削減の予定はあるのかとの質問があり、郡上市定員適正化計画は令和12年度までを計画期間としているが、この間は職員数を維持することとしている。ただし現状は職員数が40人程度下回っている状況であるため、現時点において削減の予定はなく、一定数を確保していきたい。令和12年度以降は人口減少の状況を見ながら考える必要があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第119号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、国からの通知に基づき、本条例に規定する火災に関する警報が消防法に定める警報であることを明確にするとともに、林野火災の予防上注意を要する場合に、市長が林野火災に関する注意報を発することができる旨の規定等を新たに設け、併せて火の使用の制限及びその制限を行う区域の指定等に関し、所要の規定を整備するものだと説明を受けました。

審査の中で、委員から、これまで市内で大きな林野火災が発生したことはあるのかとの質問があり、落雷により人里から離れた場所で発生した火災では、水利の確保が困難であり、防災ヘリを要請するなどして、鎮火までに1日以上時間を要したことはあるとの説明がありました。

また、火災に関する警報を発令した際にたき火等が禁止となることをどのように周知するのかとの質問があり、広報誌、SNS及び防災行政無線など、あらゆる広報媒体を用いて実施する。たき火と呼ばれる焼却行為には、キャンプファイヤーや庭木を集めて燃やすこと、どんど焼き等、様々な形態があるため、具体的な焼却行為を例示しながら禁止となるたき火についての周知を図るとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和7年12月19日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 続きまして、産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会より報告をいたします。

令和7年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、令和7年12月15日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第120号 郡上市和良農産物加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

農林水産部長から、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、郡上市和良農産物加工施設を民間事業者に譲渡することに伴い、公の施設としての位置づけを廃止し普通財産とするためのものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第121号 郡上市美並川の駅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

商工観光部長から、郡上市美並川の駅の指定管理解除に伴い、今後は指定管理での運用は行わず、普通財産とするためのものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、駐車場について質問があり、基本的には温泉施設と美並川の駅とで駐車場の区分けはしておらず、両施設で一体的な利用をしているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和7年12月19日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長（森藤文男） 続きまして、文教民生常任委員会委員長、本田教治議員。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） おはようございます。

令和7年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に付託されました条例5議案につきまして、令和7年12月16日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第122号 郡上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

健康福祉部長から、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、令和8年度から開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営の基準に関する必要な事項を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、実施場所をやまびこ園にした理由及び利用料金について質問があり、小規模園では保育士に事務的な負担がかかることが予想される。まずは公立で一番大規模なやまびこ園でモデル的に実施して、様子を見ながら進めていきたい。利用料金については、国から1時間当たり300円程度と示されているが、最終的には近隣の市町村等の状況も見ながら設定していきたい

との説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第123号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、明宝保育園を明宝中学校へ移転・複合化することに伴う位置の変更及び令和8年度から開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に対応する公立保育園の保育料に関する所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第124号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、児童福祉法等の一部を改正する法律等により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会として全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第125号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、美並地域の小学校2校を統合し美並小学校を新設するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第126号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、奨学資金の一時金貸付の特例期間を削除し制度を常設化するとともに、一時金の貸付額を引き上げるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、70万円に引き上げた理由について質問があり、日本政策金融公庫が発表している大学入学費用や担当課の調査による費用の平均が概ね70万円ほどであり、将来の返済負担も考慮した上で設定したとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和7年12月19日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 本田 教治。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第118号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第118号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。

議案第118号につきまして、反対の立場から討論を申し上げます。

先立ちまして、一言おわびを申し上げますが、議案質疑のうちに通告をせずに余計なことを質問しました。誠に申し訳ございません。改めておわび申し上げます。

実を言いますと、あの余計なことが本当は討論で申し上げるところであったのですが、ちょっと履き違えてしまいました。

さて、118号ですが、今ほどの報告の中でも、ちょっと例があまりないくらい長い文章量で委員会の報告がなされておりました。膨大な量だと思います。それほどまでにやっぱりこの問題は大変大きな変更であり、また、それに伴ってたくさんの疑問も出ているというふうにみなすことができると思います。これほどまでも大きな組織的な変更といいますか改編というのは、私は大変な事業だと思っております。それに関わってここに提示されました提案理由、その他もろもろ、私、十分に本当に考慮されているのかという懸念があります。その点について、2つの点から発言をいたします。

まず第1点は、提案理由にやや整合性が欠けるのではないかと。人口が減少し、そして職員の採用もままならない。答弁によりますと、今現在40人も予定よりも足りない、必要とする人数よりも足りない。こういう事態をずっと維持といいますか続いていたんですね。それがこれからも大幅に改善される見込みはあまりない。こういう事態を受けて、なおかつ国あるいは地方の様々な事業がこれからも減ることはない、恐らく増える一方であろう、ますます忙しくなる。こういう状況を踏まえて、一体どうするのか。職員は維持する、40人はできればプラス採用しながら維持する。しかし、事務量は恐らく増えるだろう。そこへ持ってきて、部課を合計7ですか、1部6課減らすということが果たして妥当なのか。

将来的には、それこそ令和12年でしたか、ここの文章で出ました、あたりを持って大きく変えていかなければならんだろうという予測ながらも、まだ4年、この間、先走ってこれを縮小してしまっていていいんだろうかという疑問であります。

1部6課を減らすということは、そして職員の採用がままならないということは、基本的に郡上市の組織はこれから縮小するという事なんです。縮小するのに職員の減少は見込んでいない、維持する。この私は整合性のなさを問題にしたいと思います。一層のこと、ここは部課の減少に伴って職員の人数は減少がやむを得ないと、これを見込みながらこの改編だというのは、私は整合性

は取れていると思います。そうではないところに疑問を感じます。

もっとも職員を私は減らせと言っているわけでありません。減るのはやむを得なければ、それにつれてどうするのかということを考えてほしいと思います。

2つ目です。この案の発案といいますか、恐らく頭の中には前からずっとあったとおっしゃっていますが、具体的な執行として机上に載ったのは今年の9月頃からとおっしゃっておりました。執行は来年の3月ですから、およそ半年です。これだけの大きな改編を半年で断行することの疑問があります。加えて、この半年間に一体、郡上市職員のどれだけの方々がこれを十分とは言えないまでも理解をしていただけるのか。賛成はともかくです。賛成するか反対なのかは、これは別にして、こういう内容のことを皆さんがきちっと理解をして、そしていろんな観点からみんなで協力する体制というのは半年でできるのかという疑問があります。

どんな組織にしろ。これは国だって一緒です。あるいは私たちの趣味の会のような小さな組織でも一緒です。組織の構成員がみんなの共通の認識として物事を捉えながらその組織を盛り上げていくことが一番大事なことでないかと私は思います。今の状況の中では、そういう体制は取られていないのではないかと思います。それは私への質疑に対する答弁で、職員の総意は必要ないとおっしゃったのに表れていると思います。もっともこの職員の総意という総意は、私の総意と執行部の皆さんの総意は違っているかもしれません。私は職員が100人が100人も全員が賛成するという総意ではありません。皆さんが事の重大性を認識し、変えなきゃならないという意識を皆さんが共有するということが総意です。そういうプロセスは踏んでいらっしゃるのかを聞きたいと思います。

そういう観点からして、この118号は性急に過ぎない。あと1年ぐらいはきちっと皆さんで議論しながら、私たちもそれに応援しながら準備の期間が必要ではなかろうかという観点で、118号には反対いたします。

以上でございます。

○議長（森藤文男） ただいま委員長の報告に反対の討論がありました。委員長の報告に賛成の討論はございませんか。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 18番 清水でございます。

今回、老体に鞭打ちながら議案第118号の賛成の討論をさせていただくことになりました。

まずは、野田議員の最初の質問に職員の定数のことが触れられましたので、そのことから触れたいと思いますが、基本的には長岡総務委員長が報告をしたとおりでございますが、若干、私の私見も交えながら、野田議員の解決にはなるかならんか分かりませんが、私見を述べさせていただきたいというふうに思います。

今回の組織改編は、多様な行政ニーズに的確に対応するために行うことを主眼としているものと理解できます。事実、職員の確保に向けて努力はされていますが、どの業界も人手不足の状況の中、市役所も思うようにはいってないと、そのような状況下でも、何とか効率的に業務を執行できる体制を構築したい。その願意が本議案で示されたものと捉えております。

職員定数の件については、委員長報告の後段のとおり、何とか現状を維持したいというふうなことで、必ずしも増員を目指すということではないというふうには思います。

ちなみに、現在の職員数は、野田議員もおっしゃったように定員適正化計画よりも40人ほど少ないとの状況でございます。同計画では、退職者の状況を見ながら年々採用者を増やすことにしていますが、ただし、ここ数年を見ているとなかなか思うように確保ができていないということで、これも事実でございます。当局も積極的に採用に取り組んでいますが、現実には厳しいものがございます。

平成16年の合併以降、振興事務所の機能変更や細かな部課の変更はありましたけれども、基本的には現行の体制でここまで来ました。そこには一定の職員がいました。でも、ここ数年は確保したいとする意に反して逆に減り続けている。

しかしながら、多様なニーズ、複雑化する制度、頻発化する災害への対応、加えて職員の働き方も変えていかなければならない。育児や介護を行う労働者が働きやすい職場づくりは国を挙げて取組が進められている。現状の組織でこれらのことに向かっているのか。

昨年4月、山川市長が就任され、行政に身を置くことのなかった新しい目線でこの郡上市の組織を見たときに、組織の窮屈さとか不安とかを感じ取られたのではないかとというふうに思います。今回、総務委員会の冒頭の市長の説明から感じ取ることがその辺はできました。そのような中で市長は決断し、今回の組織改編について私はその思いや考えを尊重すべきと思います。将来に向けた組織はどうあるべきか、少ない人数でどうしていくのか、そのためには40人の定員を切るようなことをずっと続けるわけにはいかない。毎年度、毎年度、さらに努力をして、その40人へせめて近づけるようにするための今回は組織を改めるということであろうかというふうに思います。

そういう意味では、17番の野田議員のおっしゃる提案理由については若干の相違があるかと思いますがけれども、基本的には今回の組織改編で将来の郡上市を担う、また、活動しやすい、動きやすい、市民にとって幸せになれるような、そういう組織にしたいという願いが込められているのではないかとというふうに思います。

次に、2点目の質問のことでございますが、反対討論で聞きましたところ、職員への周知や納得が不十分ではないかと、半年ほど程度の準備で進めていいのかという意見が出ました。

こうした組織の在り方を変えようとするときには、どうしても部署間で所管する事務の在り方とか職員の配置など全く様々でございます。したがって、要求とか言い合いも起きることは必要でござ

ざいます。時間をかければ全てが丸く収まるものではない。部署間の余計な軋轢を生まないため、そこにはトップとしてのマネジメント、強いリーダーシップが必要であり、決断が必要だと思います。

事実、私もかつて職場におりましたことがありますけども、やっぱり職員の意見を聞くとみんなそれぞれ思い思いのことを言ってくれます。自分の保身のためです。そういうことはやっぱりある程度聞きながらも、でも、そこはやっぱり涙をのんでも決断しなきゃいけないときはあろうかと思いますが、そういうのがやっぱりトップとしてのマネジメントであり、リーダーシップであるのではないかと思います。

例年より早く幹部を決めていただき私としては、次年度から、令和8年度からの組織運営を構想してもらいたい。それを含めて、あと残された4月までの期間、しっかりと準備していただいて、新年度と同時に新組織がスタートすることが何より市民にとっても分かりやすくていいことではないかとは思っています。

市長の思いを、2年目になってようやく、予算はもちろんでございますが、体制も含めた、市長がこれをこうしなきゃいかんと思いに至ったことを、私たちも議会としては尊重したいと思います。それでもって1年やってみて、それはこのとおりいかんこともあろうかと思いますが、そのときはまた柔軟な体制も必要かと思いますが、私は、まずはこの新年度、市長3年目のスタートに当たっては、そういう予算的・人的なことを含めながら、市長がよりよい郡上市に向かっていくための方針であるというふうに理解をいたしていただきますので、そういうことから含めまして、私は以上の観点から、議案第118号は総務委員会で審議し、全会一致で原案のとおり可としましたことに、それを踏まえまして、賛成の討論といたします。

どうか議員各位の御理解と御支援を切にお願い申し上げます。あわせて、私の拙い討論にお付き合いいただき、御清聴いただきましたことにも深く感謝をいたします。ありがとうございました。皆さんよろしくお願いをいたします。

○議長（森藤文男） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立により行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森藤文男） 起立多数でありますので、議案第118号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

着席ください。

議案第119号に移ります。郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第119号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第120号 郡上市和良農産物加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第120号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第121号 郡上市美並川の駅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第121号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可とすることに決

定をいたしました。

議案第122号 郡上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第122号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第123号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第123号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第124号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第124号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第125号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第125号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第126号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第126号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第135号から議案第137号までについて(委員長報告・採決)

○議長(森藤文男) 日程11、議案第135号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設及び郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定についてから、日程13、議案第137号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番(原 喜与美) それでは、産業建設常任委員会より報告をいたします。

令和7年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他2議案につきまして、令和7年12月15日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第135号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設及び郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市白鳥農畜産物処理加工施設及び郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者について、5年を指定の期間として、引き続き株式会社しろとりを指定管理者とすることについての説明を受けました。

審査の中で、委員から、借地料についての質問があり、指定管理団体ではなく、市が支払っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第136号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、白山長滝公園ほか3施設の指定管理者について、5年を指定の期間として、引き続き、株式会社しろとりを指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、令和4年の白尾ふれあいパークの指定管理料が多い理由はとの質問があり、コロナ禍における燃料費高騰等の臨時分であるとの説明がありました。

指定期間を5年としているが、施設の老朽化や従業員等の高齢化により、指定管理期間の途中で指定の解除を求められる可能性があるかもしれない。この指定管理の期間はどのように決められているかとの質問があり、市の公共施設適正配置計画等に基づき、将来的に譲渡や廃止等の検討・調整を進めていく施設については3年、今後も継続を前提としている施設については5年と設定している。指定管理期間の途中で解除の申し出がなされる可能性はゼロではないが、市が指定管理をお願いする際には、長期間に渡って指定管理を受けられることができるという状況を確認しているため、指定期間の途中における解除の可能性の有無を前提に指定管理事業者を選定していないとの説明がございました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和7年12月19日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

以上です。

○議長（森藤文男） 続いて、文教民生常任委員会委員長、本田教治議員。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） 令和7年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました。その他議案につきまして、令和7年12月16日開催の第4回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

議案第137号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について。

教育次長から、郡上市総合スポーツセンターの指定管理者について、5年間で指定の期間として、引き続き、ドルフィン株式会社郡上支店を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、本施設と市が進める各分野の政策と連携していく活用方法は考えているかとの質問があり、既に福祉分野と連携を図り、高齢者を対象とした介護予防プログラム等を実施している。また、防災分野においても、指定避難所としている。指定管理者側からも他分野との連携について提案があり、一つ一つ精査し実施に向けて進めていきたいとの説明がありました。

また、老朽化が進む中で大規模改修や設備更新が必要となる。今回の指定管理料の増額により、こうした整備が遅れることはないかとの質問があり、整備が必要となった場合、他の体育施設同様、個別で予算計上し、補助金や助成金、起債を活用して計画的に整備していくとの説明がありました。

また、今後も物価高騰等により維持管理経費が増大することが予想されるが、市と受益者との負担割合や温水プールの維持管理方法について質問があり、需要と供給のバランスから、大幅な値上げは利用者の減少にもつながることから、温水プールを維持していくことが非常に難しいと判断する時期は来ると思われるが、学校プールとしても活用しており、温水プールの温度設定による経費削減や学校への指導者派遣等による指定管理料以外の収入増を、指定管理者と協議しながら維持管理に努めていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年12月19日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 本田教治。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第135号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設及び郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第135号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第135号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第136号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第136号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第137号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第137号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第138号及び議案第139号について(委員長報告・採決)

○議長(森藤文男) 続きまして、日程14、議案第138号 財産の無償譲渡について(郡上市和良農

産物加工施設)及び日程15、議案第139号 財産の無償貸付について(旧郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設)の2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番(原 喜与美) それでは、産業建設常任委員会より報告をいたします。

令和7年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他2議案につきまして、令和7年12月15日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第138号 財産の無償譲渡について(郡上市和良農産物加工施設)。

農林水産部長から、和良農産物加工施設の効率活用を図るため、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地域経営組織が運営する民間事業所へ無償譲渡するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、譲渡後の施設管理について質問があり、修繕や取り壊しが必要になった場合、その費用は全て民間事業所に負担していただくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第139号 財産の無償貸付について(旧郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設)。

商工観光部長から、旧郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設は今後も継続的な修繕費用の発生が見込まれるが、これらの修繕費用を借受人が負担するほか、本施設の運営に関して市から財政的な負担が生じないことから、無償での貸付けとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、当該施設の敷地が民地であるため、その借地料は今後どのようなのかとの質問があり、一旦、借受人から借地料を市へ支払っていただき、それを市から地権者に支払うという形を考えている。よって、市としては負担なしで施設を貸与する形になるとの説明を受けました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年12月19日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長(森藤文男) 報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第138号 財産の無償譲渡について(郡上市和良農産物加工施設)、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第138号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第139号 財産の無償貸付について(旧郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設)、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第139号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分を予定しております。よろしくお願ひします。

(午前10時28分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時40分)

○議長(森藤文男) ここで、傍聴をされている方をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちであれば、マナーモードにするか、電源をお切りになるようお願いいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴には撮影、録音等が禁止をされておりますので、併せてよろしくお願ひをいたします。

◎請願第4号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（森藤文男） それでは、日程16、請願第4号 国に対し地域医療を守り医療機関の維持存続への支援を求める意見書提出の請願についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願は、文教民生常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、本田教治議員。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） 令和7年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和7年12月16日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第4号 国に対し地域医療を守り医療機関の維持存続への支援を求める意見書提出の請願について。

請願者から、現在の病院経営は危機的な状況であり、とりわけ不採算部門を抱えざるを得ない公立病院においては特に深刻化している。ある日突然病院が倒産してしまったり、地域に病院が消えてしまったりするような状況にならないよう、地域住民が必要な時に、必要な医療を受ける保証ができるような体制を整備してほしい。そのためには、病院支援に国費を投入すべきであるとともに診療報酬の大幅改定は必須だと思う。地域医療を守り、医療機関の維持存続への支援を求めるため、国に意見書を提出してほしいという説明がありました。

審査の中で、委員から、医療機関の経営の厳しさが増し、医療従事者の処遇改善が急務であることは理解するが、請願の文中にある医療費削減政策や診療報酬抑制の政策について、実際は、国民医療費は増加しており、診療報酬においてもプラス改訂が行われているため適切な表現と言えるのか。令和7年度の国の補正予算案では、診療報酬改定を待たずに短期的に賃金や物価上昇に対する緊急措置を行うことが決まっており、この請願事項については、国が既に対応を進めているのではないかとの意見がありました。

また、市長とともに国に対し不採算部門を抱える自治体病院の財政支援を充実してもらいたいと要望しており、郡上市議会が加盟している全国自治体病院経営都市議会協議会においても、財政措置や診療報酬の引上げ、物価上昇に見合う支援について、自治体病院に特化した要望を既に提出している。本市においても市の一般財源から病院へ財源の補填を行うなどの努力をしており、国の責任と同時に地域の自立的な自助努力も必要ではないかとの意見がありました。

また、郡上市民病院においては経営改善計画を立て、市議会の中でも協議を行っている。趣旨は理解できるので、郡上市議会という立ち位置を考えた上で、公立病院に特化した意見書を提出する

選択肢もあると思うとの意見もありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で、本件を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和7年12月19日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 本田 教治。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、請願第4号 国に対し地域医療を守り医療機関の維持持続への支援を求める意見書提出の請願について、委員長の報告に対する質疑も行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第4号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。よろしくお願ひします。

請願の委員会審査の日に、よんどころない事情で欠席いたしまして誠に申し訳ございませんでした。詳細な委員長報告を読ませていただきまして、なるほど、こういう御意見だったのかと改めて思いました。

私は、この委員長報告の内容、当日の委員会の内容について、3つの点からきちっと反論をしておきたいと思ひます。

まず、第1点です。請願の文中の上、最初から4行あたり、国の医療政策への若干の批判が入っています。医療費削減政策、医療費が増えているのではないかと、増やしている、削減政策というのが正しいのかとおっしゃりたいんですね。

2つ目、診療報酬抑制の政策、これもプラス改訂をしているのではないかと、こういうふうには言っていたわけですが。すなわち、この国の政策というのは妥当な政策を推進しているんだから、意見を申し述べるまでもないというニュアンスがある。基本的に医療費は、これは病院のみならず、いろんな関係での医療費です、医療費は高齢者に大きな負担がありますね。この高齢者は日本ではどんどん増えております。ですから、この高齢者医療が増える分については、普通は自然増といひます。自然増は、これは放っておいても出てくる。ですから、前年と同じ医療を維持するならば、その自然増分も増やさなければならぬ。ましてや病院は高度な医療機械、たくさん要ると思ひます。本当にお金がかかると思ひます。この医療単価が増える分も、それに加味していかなければならぬ。さらには問題なのが物価です。昨年から見れば、例えば3%の物価が上がったと、それについて医療費も増えなきゃならぬはずですが。これに追いついていないから、そこに追いつかないよ

うにしているから、抑制策。お分かりいただけるでしょうか。足りないんです、早い話。足りないようにしちゃっている。これが、いわゆる俗に言う抑制策。だから、毎年実質的には厳しくなるばかりです。

2つ目です。診療報酬、プラス改訂ではない。実際、プラス0.1何%、このレベルの改定率です。プラス0.1%、1%あれば大きい年です。このプラスの中で、診療報酬は若干プラス分が多いんだけど、薬の部分が大きく減っていますので全体は引き下がっています。でも、それでもプラスなんです。でも、診療報酬プラスであっても、病院従業員の賃金の引上げもプラス0.1%で収まりますから。あるいは医療機器の消費税分でもどんどん上がってきます。ですから、0.1%とか0.数%のプラス改定を免罪符にしてはなりません。これははっきりと言っておきます。少なくとも物価の上昇程度は上げていかなければならないんです。到底追いついていません。だから、この初めの4行は事実であります。これ初めにはっきり言っています。

次です。この請願書の中ほどちょっと上です。今年の9月議会での決算審査の中で大変大きな問題になったのが病院への支援でございました。そこで私は数字が出ていますので、皆さんに参考にしていただきたいと思えますけど、上から七、八行目です。前年比3億数千万円の増、合計8億数千万円の繰出しをしなきゃならない状況になっている、深刻ですよ。ただでさえ厳しい郡上市の財政の中でこれだけの金額を繰出さなきゃならんのはなぜなのでしょう。

先ほどの報告書の中の下の方、消えてしまいました。その中に郡上市もこういう支援をしているからいいではないかという言葉がありましたんで、一番最後のほう。本当にそう思っているのかと私は聞きたいです。国の診療報酬ほか、医療費の不十分さを郡上市が肩代わりしているんです、この貧乏な。言葉が過ぎましたかしら、この貧しい郡上市が肩代わりしている。それを是とするんですか。それを私は厳しく問いたい。前回の訪問介護のときも一緒です。郡上市が独自で支援をしなければ、その支援も十分じゃないんだけど、ならないようなことを本当にいいと思っただけですか。これはきちっと国の責任でやるべきことでしょう。それをやらないところに意見をするのを付度するなんて私は間違っていると思います。

基本的に委員会に出された資料、厚生労働省資料はいっぱいあります。病院の資料はありましたか。一番苦しんでいるのが病院ですよ。そこからこういう事情です、こうしてくださいと言っている資料は何もないじゃないですか。それで公正な判断できるんですか。

請願というのは、国に意見書を求める請願というのは、国の言い分と、その請願を必要とする人の言い分、両方しっかり聞いてください。これが公正な判断というものだと私は思います。

最後に、つい先日決まったばかりです、臨時国会において。金額のうえから大変大きな補正予算が決定されました。

その中で医療費に関して言えば、1兆3,649億円です。これは厚生労働省管轄の数字ですから、

医療ではありません。いろんな管轄、厚労省全体に。

その中で医療・介護のこの部分について言うと、賃上げ物価上昇に対応しては5,340億円、5,000億円。これを病床1床当たりの支援にすると19.5万円。病床を持たない診療所には別の枠がありますが、1施設当たり20数万円でしたか。これは1回切りです。診療報酬は継続です。これは1回切り20万円を切るような資源をもってして、果たしてどうなんですか。今までの赤字分で帳消しでまだ足りません、これでは。これは補正予算としてはやむを得ない、それだけでもありがたいというふうに見るのか、到底足りませんと見るのか、いろいろでしょうけども、これをもってして意見書が必要ないということを私は言えない。そもそも、それほどまでになぜ意見書に後ろ向きなんですか。改めて私は問います。意見書というのは、国に対して市民、国民はこう願っているんだということを教えることです。なかなか霞が関において分からないかもしれないということをきちっと私たちから連絡しよう、情報を伝えることが意見書なんです。これは多ければ多いほど国も考えざるを得なくなる。全国にたった郡上市だけ、1つだけでもないよりはましですが、そんな力になりません。ところが、全国津々浦々、あっちのこっちの自治体からこの意見書が出てくれば、それは厚労省も無視はできません。そういうもんなんです。これは署名と一緒にです。

御覧になってください。いよいよ来年の4月から市長も念願の小中学校学校給食が1人5,200円でしたか、全自治体へ。どれだけこれは国民の中から、親さんのほうからそういう願いが出され続けたことか。あれ何も誰も言わなかったら実現しませんよね。一緒に。なぜ、そんなに意見書に後ろ向きなんですか。これも併せて聞きたいです。

以上です。

○議長（森藤文男） ただいま、委員長の報告に反対で、請願に賛成の討論がありました。委員長の報告に賛成で、請願に反対の討論はございませんか。

（2番議員挙手）

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 2番 大坪です。ただいま議題となっております。国に対し地域医療を守り医療機関の維持存続への支援を求める意見書提出の請願について、委員会の不採択の結論に賛成の立場から討論いたします。

まず、医療機関の経営が厳しさを増していること、そして医療従事者の処遇改善が急務であることについては、私自身も深く共有するところです。地域医療を維持する上で、医療現場を支える方々の働きやすい環境が確保されなければならないことに何ら異論はありません。

本市におきましても、本年10月、郡上市議会が加盟している全国自治体病院経営都市議会協議会においては、自治体病院の経営安定に向け、診療報酬への物価・賃金上昇分への反映や財政措置の強化等を国に求める要望書が提出されています。

自治体病院に関する課題については、こうした広域的な枠組みを通じて、同趣旨の要望が既に国に届けられている状況になります。

次に、12月9日に開催された社会保障審議会医療部会において、令和8年度診療報酬改定の基本方針が示され、医療機関等の経営の安定や幅広い職種の賃上げにつながる的確な対応、物価高騰・賃金上昇や人材確保の必要性を踏まえた措置、医療機関等が直面する人件費・物件費への高騰への対応といった方向性が明確に位置づけられています。請願が求めている物価・賃金の上昇を考慮した診療報酬の見直しについては、既に国において具体的な検討と取組が進められている状況にあります。

さらに、12月16日に成立した令和7年度補正予算では、医療・介護等支援パッケージとして短期的な物価高や賃金上昇に対応しつつ、医療機関の経営安定を図るための緊急的な措置が実施されることとなりました。

この状況を踏まえ、請願事項である病院の経営危機に対応した緊急の財政支援、物価・賃金上昇を考慮した診療報酬の見直し、この2点については既に国において具体化が進んでいる段階にあり、現時点で改めて国に意見書を提出することについては、その必要性や効果を慎重に見極める必要があると考えます。

また、郡上市議会として意見書を提出するに当たっては、併せて考慮すべき点もあります。診療報酬の増額は、医療保険料の上昇を通じて現役世代の負担増につながる側面を持っています。医療従事者の処遇改善は不可欠である一方で、社会保障制度の公平性と持続可能性を確保するためには、給付と負担のバランスを踏まえた丁寧な議論が求められると思います。

本市を含む地方の医療は、人口減少や医療需要の変化が進む中で、限られた医療資源をいかに有効に活用していくかという大きな転換期に直面しています。国民誰もが必要な医療を受けられる体制を将来にわたって維持していくためにも、本請願が提案する問題意識は大変重要ですが、現時点において、本市議会として意見書を提出することがその本質的な議論を最も前進させる手段であるとは言い難いと考えます。

今後、国における制度設計や議論の進展等を注視しつつ、より実効性のある適切な時期に地方議会としての意見を表明していくことが重要であると考えます。

以上の理由から、委員会が請願を不採択とした判断は妥当であると考えます。

本会議においても委員会の決議に賛成するものであり、議員各位におかれましてもこうした点を御理解いただき、委員会決議への御賛同をお願いいたします。

○議長（森藤文男） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この採決は起立により行います。請願第4号に対する委員長の報告は請願を不採択とするものであります。請願第4号を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。もう一度、言いますけど、請願第4号を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森藤文男) 起立少数でありますので、請願第4号は原案を不採択とすることに決定をいたしました。

○議長(森藤文男) ここで日程の追加を行いたいと思います。

お諮りをいたします。議案第140号 郡上審議会議員の議員報酬・費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議発第10号 議員派遣についてまでの11議案を日程に追加したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第140号から議発第10号までの11議案を日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

◎議案第140号から議案第142号までについて(提案説明・採決)

○議長(森藤文男) ただいま日程に追加しました、日程17、議案第140号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程19、議案第142号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長(河合保隆) それでは、議案第140号をお願いいたします。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和年12月19日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、令和7年人事院の給与勧告に鑑み、市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

ページを送っていただきまして、資料を御覧いただきたいと思います。

2の改正内容を御覧いただきたいと思います。

第5条第2項の規定を改めまして、議会議員の皆様を支給いたします期末手当の年間支給月数を

0.05月分引き上げ、4.55月とするもので、6月期、12月期とも2.275月といたします。ただし、令和7年度においては、6月期が支給済みであることから、引上げ分を12月期に反映することとして、6月期を2.25月、12月期を2.3月と読み替える旨の特例を附則に設け、年間支給月数の調整を行います。

この条例の施行日は、公布の日からとし、令和7年4月1日に遡って適用をいたします。

なお、郡上市特別職報酬等審議会において、今改正を妥当とする答申を得ておりますことを申し添えます。

続きまして、議案第141号をお願いします。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月19日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、令和7年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

こちら資料を御覧いただきたいと思えます。

2の改正内容を御覧いただきたいと思えます。

第5条第2項の規定を改めまして、市長、副市長に支給いたします期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、4.55月とするもので、6月期、12月期ともに2.275月といたします。ただし、令和7年度においては6月期が支給済みであることから、さきの議案と同様に附則に特例を設け、年間支給月数の調整を行います。

この条例の施行日は公布の日からとし、令和7年4月1日に遡って適用をいたします。

なお、教育長の期末手当については、その他に記載のとおり、郡上市教育長の給与に関する条例において常勤の特別職職員の例により支給すると定められておりますので、本条例の改正に連動した取扱いとなります。

また、本改正におきましても、郡上市特別職報酬等審議会において妥当とする答申を得ておりますので、よろしく御願いたします。

続きまして、議案第142号をお願いします。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月19日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、令和7年人事院の給与勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでござい

す。

こちら資料を用意しておりますので、御覧いただきたいと思います。

改正内容を御覧いただきたいと思います。

初めに、第1条関係となります。

1点目です。初任給調整手当の改正でございます。表の上段を御覧いただきたいと思います。病院・診療所等に勤務する医師・歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表1の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から支給月数の上限を1,000円引き上げ、41万7,600円といたします。

下段については、現在、本市において該当する職員はございません。

2点目ですが、通勤手当の改定でございます。自動車等を使用する通勤に対しまして、距離区分に応じて手当を支給しておりますが、100円から7,100円の引上げ幅で表のとおり改定をするものでございます。

3点目は、宿日職手当の改定です。通常の宿日職を300円引き上げ4,700円、家畜診療等に対処する獣医師は400円引き上げ1万900円、規則で定める特殊な業務を主とする者、こちらは病院における医師以外の宿直業務となりますが300円引き上げまして7,700円といたします。常直勤務については、現在、本市においては該当はございません。

4点目です。期末勤勉手当の改定となります。期末勤勉手当については、民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.05月引き上げ4.65月、再任用職員にあつては0.05月引き上げ2.45月に改定をいたします。そして、その引上げ分については、期末手当・勤勉手当に0.025月ずつ均等に配分をいたします。

支給月数の振り分けについては、表の令和8年度以降と記した行を御覧いただきたいと思いますが、期末手当は6月期、12月期ともに1.2625月、勤勉手当は同じく1.0625月といたします。

ただし、令和7年度、上の行になりますが、令和7年度に限りましては6月期分が支給済みであることから記載の支給月とする特例を附則に設けまして、年間の支給月数の調整を行います。

次の表は、主幹以上の管理職員である特定管理職員、3ページでは、定年前再任用単時間勤務職員、そして、特定管理職員である定年前再任用単時間勤務職員の支給月数を記載しております。

いずれも一般の職員と同様の方法をもって支給月数の振り分けを行っておりますので、こちらについてはお目通しをお願いしたいと思います。

次に、5点目、給料表の改定でございます。

まず、行政職給料表については、民間企業における初任給の動向等を踏まえて、大卒程度の初任給を1万2,000円、高卒程度は1万2,300円引き上げます。また、若年層に重点を置き、全ての級号給について引上げ改定を行います。平均改定率は3.4%となります。

また、その他の給料表についても、この行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行うものでございます。

施行日は、公布の日からとし、令和7年4月1日に遡って適用をいたします。

4ページをお願いいたします。

次に、第2条関係でございます。

こちらは、令和8年4月1日からの施行分となります。

1点目は、第2種初任給調整手当の新設となります。最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、月の給与が地域別の最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するため手当を新設するものでございます。これに伴いまして、第1条で改定をいたしました既存の初任給調整手当は、第1種初任給調整手当といたします。

2点目は、自動車等使用者に対する通勤手当の改定となります。先ほども手当の改定を説明いたしました。第2条では、表のとおり、60キロ以上に5キロメートル刻みで区分を設けまして手当の額を追加いたします。また、これまで、距離区分ごとに手当の額を条例において規定をしておりましたが、国の規定方法の変更にならしまして、条例では限度額のみを定め、市の規則において距離区分ごとの手当の額を定めることとするものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、議案ごとに質疑を行います。議案第140号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第140号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第140号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第140号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり可とすることに決

定をいたしました。

議案第141号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第141号は、会議規則第37条第3項の規定により、議員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第141号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第141号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第142号郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第142号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第142号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第142号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり、可とすることに

決定をいたしました。

◎議案第143号から議案第149号までについて（提案説明・質疑・採決）

○議長（森藤文男） 日程20、議案第143号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第5号）についてから、日程26、議案第149号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてまでの7議案を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 補正予算は7会計をお願いいたします。

議案第143号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について、議案第144号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第145号 令和7年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第146号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第147号 令和7年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第148号 令和7年度郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第149号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月19日提出、郡上市長 山川弘保。

追加提案しました7会計の補正は、給与改定等による人件費補正が主なものとなります。人件費は全会計で約1.1億円、このうち一般会計では0.5億円の増額補正となっております。詳細につきましては資料がございますので、よろしく願いいたします。

このほか緊急を要するものとしまして、国交付金を活用した物価高騰対策、熊対策などを計上させていただきます。

それでは、一般会計補正予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,854万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294億7,550万6,000円とする。

事業概要の3ページをお願いいたします。

一般会計の歳入です。

款15国庫支出金、総務管理費補助金、補正額3億2,100万円、児童福祉費補助金1億1,029万4,000円、いずれも物価高騰対策に係る交付金補助金となります。

款16県支出金、農地費補助金、多面的機能支払交付金144万9,000円、追加内示がありましたので増額しております。林業費補助金、指定管理鳥獣対策事業交付金63万5,000円、熊対策に係る県支

出金です。

款20前年度繰越金6,516万3,000円、補正財源としての補正となります。

歳入は以上です。

では、次のページをお願いいたします。

一般会計、歳出です。

人件費に係る補正の読上げは割愛させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

下から4段目、国民健康保険特別会計繰出金、補正額94万2,000円、同じく直営診療施設勘定への繰出金がマイナスの430万5,000円、介護保険特別会計繰出金794万3,000円、いずれも人件費補正に係る繰出金の補正です。

次のページをお願いいたします。

物価高対応子育て応援手当支給事業、補正額1億1,029万4,000円、子育て応援手当としまして2万円を5,831人分及びシステム改修費を計上させていただいております。

4行目をお願いいたします。水道事業会計繰出金223万5,000円、人件費補正に係る繰出金の補正です。

下から2段目をお願いいたします。多面的機能支払交付金事業、補正額は193万2,000円、追加内示分の補正となります。

次のページをお願いいたします。

有害鳥獣捕獲事業、補正額82万円、熊対策に係る事業を計上させていただいております。郡上市共通商品券配布事業、補正額が3億2,100万円、国交付金を活用しました物価高騰対策としまして商品券を配布するものです。

ここで資料をお願いいたします。配布します商品券の有効期限につきまして、修正がありましたので御報告いたします。下から5段目の項目に有効期限を7月末としております。過日の委員会資料では9月末としておりましたが、商工会が行う商品券配布事業の制度におきまして、使用期間が6か月と設定されていますので、これに準ずる必要があるため修正をさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

事業概要へ戻っていただきまして、真ん中あたりです。下水道事業会計繰出金、補正額は410万円、人権費補正に係る繰出金の補正です。

以下は人件費となります。

一般会計の説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（森藤文男） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 議案第144号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

予算書の1ページを御覧ください。

令和7年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億990万9,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ304万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,134万8,000円とする。

歳入歳出の詳細については、事業概要説明一覧表で御説明させていただきます。

8ページをお願いします。

歳入です。

款7繰入金、総合保健施設事業繰入金、補正額94万2,000円。補正理由は人件費補正です。以降、人件費補正以外の理由のみ読上げとさせていただきます。

歳出です。

款5保健事業費、職員給与費94万2,000円。

次のページをお願いします。直営診療施設勘定、歳入です。

款4繰入金、一般会計繰入金430万5,000円の減額。

款5繰越金、前年度繰越金126万2,000円。補正財源としての補正となります。

歳出です。

款1総務費、高鷲診療所職員給与費62万8,000円、和良歯科診療所職員給与費126万2,000円、和良診療所職員給与費493万3,000円の減額。

続いて、議案第145号 介護保険特別会計補正予算について。

予算書の1ページをお願いします。

令和7年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,461万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,172万9,000円とする。

詳細については、事業概要説明一覧表で御説明します。

10ページをお願いします。

歳入です。

款4国庫支出金、地域支援事業交付金（その他地域支援事業）318万円。

款6県支出金、地域支援事業交付金（その他地域支援事業）158万9,000円。

款9繰入金、地域支援事業繰入金（その他地域支援事業）158万9,000円、その他一般会計繰入金635万4,000円。

款10繰越金190万5,000円、補正財源としての補正です。

次のページをお願いします。

歳出です。

款 1 総務費、職員給与費635万4,000円。

款 5 地域支援事業費、包括的支援事業費、職員給与費801万円。認知症総合支援事業費、職員給与費25万3,000円。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 成瀬借楽園園長。

○郡上借楽園長（成瀬敦子） それでは、議案第146号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

令和7年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ919万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,346万円とする。

内容につきまして、事業概要一覧の12ページをお願いします。

歳入です。

款 6 繰越金、前年度繰越金、補正額は919万2,000円、補正財源としての補正です。

歳出です。

款 1 一般管理費、職員給与費、郡上借楽園分74万1,000円、白鳥病院分642万1,000円、和良老健分203万円、合計919万2,000円です。いずれも人件費に係る補正となります。

以上で説明を終わります。

○議長（森藤文男） 遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） 議案第147号 令和7年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

1ページをお願いします。

第1条、令和7年度郡上市水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度郡上市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款水道事業収益の補正予定額は223万5,000円で、合計は13億7,605万5,000円です。

支出です。第1款水道事業費用の補正予定額は223万5,000円で、合計は13億2,563万1,000円です。

議会の議決を経なければ流用することができない経費として、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）職員給与費の補正予定額223万5,000円で、合計は1億1,056万

8,000円となります。他会計からの補助金として、第4条、予算第9条中、3億5,064万9,000円を3億5,288万4,000円に改める。

令和7年12月19日提出、郡上市長 山川弘保。

この補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正のみでございます。内訳等詳細は12ページの実施計画明細書でございますので、御確認をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第148号 郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

1ページをお願いします。

第1条、令和7年度郡上市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度郡上市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款下水道事業収益の補正予定額は410万1,000円で、合計が22億2,979万円となります。

支出です。

第1款下水道事業費用の補正予定額は、410万1,000円で、合計が22億2,192万9,000円となります。

議会の議決を経なければ流用することができない経費として、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）職員給与費の補正予定額410万1,000円で、合計が4,940万1,000円となります。

他会計からの補助金、第4条、予算第9条中、10億4,719万1,000円を10億5,129万2,000円に改める。

令和7年12月19日提出、郡上市長 山川弘保。

こちらの補正も上水道と同様、人事院勧告に伴う人件費の補正のみとなります。

内訳と詳細は10ページの実施計画明細書にありますので、御確認をよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長（森藤文男） 藤田市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（藤田重信） 議案第149号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてをお願いします。

補正予算書1ページをお願いします。

第1条、令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度郡上市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入のほう。

第2款国保白鳥病院事業収益、補正額1,429万3,000円とし、合計12億6,859万2,000円とします。

支出。

第1款郡上市市民病院事業費、補正額1,279万8,000円とし、合計33億4,748万4,000円とします。

第2款国保白鳥病院事業費1,429万3,000円の補正額とし、合計12億6,859万2,000円とします。

病院事業会計補正額合計として支出額の補正が2,709万1,000円、合計が46億1,607万6,000円とします。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。(1)職員給与費、補正額2,709万1,000円、計28億4,511万1,000円とします。

令和7年12月19日提出、郡上市長 山川弘保。

今回の補正につきましては、人事院勧告等による給与の改正に伴う補正となりますのでお願いをします。

実施計画明細書21ページから詳細を示しておりますので、そちらのほうで御確認をお願いします。

以上となります。よろしく申し上げます。

○議長(森藤文男) 説明が終わりましたので、議案ごとに質疑を行います。

議案第143号 令和7年度郡上市一般会計補正予算(第5号)について質疑を行います。質疑はございませんか。

(13番議員挙手)

○議長(森藤文男) 13番 田中義久議員。

○13番(田中義久) 13番 田中です。ちょっと各委員会で御説明もいただいておりますのであれですが、事業費の、当初、委員会で説明を受けたときに事務費が1,000万円ということでありましたけれども、今回1,300万円ということで、恐らく詳細の積上げがあったんだと思いますが、できればこの明細をお聞きしたいなど。

それから、この事業自体は郡上市の事業を支援する向きもありますので、商品券作成に当たって市外へ印刷の発注されるということではなくてというふうなことの在り方が、そう考えてみえると思いますけど、その事務費の在り方をお聞きしたい。

それから、いわばこの商品券の発行事務組合、確か年に1,000円払って登録されているんですけど、これも委員会で申し上げたんですが、農山村部とか移動販売の方が非常に皆さんに食べるものを回って販売していただいているときに、そこで重点的に使われる方があるとして、その人が例えばこの組合に入っていないともう使えないということがあるので、できるだけ事前に細かな手配をしていただいて、市民サイドからこれが使えたなど、そうやって思ってもらえるようにいろいろな御配慮をお願いしたいということでございます。この点につきまして、よろしく願いいたします。

○議長(森藤文男) 郡上市共通商品券配布事業についてでありますね。この郡上市共通商品券配布事業についての今の質問に対する答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 失礼します。まず、2点の質問だったと思います。

1点目の事務経費のほうの説明になります。大変申し訳ございません、私どものほうで配付させていただきました委員会の資料の際でも事務経費は1,300万円という形で記載されていたと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみにですが、今回、事務費のほうにしましては1,300万円という形で上げさせていただいております。内訳ですが郵送料であったり、こちらのほうも簡易書留料であったり、不在者の方、何度か郵便局さんのほうで郵送をさせていただくのですが、不在者の方に対する不在通知等の関係もありまして、そちらのほうで838万2,000円。あわせまして、業務委託ということで商品券の発行であったり換金業務、こちらのほうに461万8,000円という形で算定しております。この合わせまして1,300万円という形になっておりますので、よろしくお願ひします。

2点目の現時点におきます商品券を使える可能の店舗です。こちら、今現在使うことができないお店につきましても商工会のほうと調整させていただきまして、可能な限り使っていただける店舗を増やすという形の取組のほうはさせていただき予定をしております。現時点において商工会のほうにもそういった形で指示を出させていただきまして、協力依頼をさせていただいておりますので、商工会に入ってください部分、併せましてこちらの資料のほうにありますが、この郡上市共通商品券につきましては、郡上市共通商品券発行事務組合、こちらのほうに加盟していただくことで使用可能となりますので、まず商工会に入ってくださいこともありますし、さらにこの組合のほうに加盟していただくことで店舗のほうを使っていただけるという形になりますので、まず商工会に入っておられる状態にあり、この組合のほうに入っておられない事業主の方につきましては、まず組合のほうに入ってください手立ても取らせていただきたいと思いますし、その前段として商工会のほうに入ってくださいということも併せて取組のほうとしてはさせていただきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

（11番議員挙手）

○議長（森藤文男） 11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） この商品券の配布というか物価高騰に対する事業ということで、今、商品券の配布ということですが、この配布が郡上市の場合、世帯にということに今なっているわけなんですけれども、他市では世帯じゃなくて個人に配布とか給付をしておるところが見受けられます。世帯でやるか個人にやるか、メリット、デメリット、いろいろあるかと思ひますけれども、まずは公平性の観点からいけば、これは僕は世帯じゃなくて個人に行くべきじゃないかというふうに私個人としては考えておりますけれども、この前、非常にその事務作業とかそういったものの効率的な

面を考えると世帯のほうがやりやすいし、経費も少ない面であろうというような話でありましたけれども、やっぱり公平性の観点からいくとどうなんかなという意味と、それから他市でも行われているところがあるということですので、それはもっと郡上市よりも大きい市でもやっているわけですので、何で郡上市ではできないのかなという、そのことが1点。

それから商品券ということですが、今ほど13番議員のほうからも話がありましたけれども、この商品券の使い勝手が非常に悪いんです。特に美並なんか商店も基本的に少ないですから、もう最初から使う場所がない。スタンドとかも2件あるんですが1件しか使えないということもありましたし、ほかにも前回の感覚からいくと本当に数件しか使えるところがなくて、生活圏から考えるとほぼほぼ使いにくいという面がありますので、商品券にするという時点でいろいろ御協議があったかと思うんですけども、今までもう何回もこれをやってきておりますのでそういったところの協議をどのようにされたのかお伺いしたいということ。

それから、マイナンバーカードとかそういったものは活用ができないのかという、ちょっとその辺分らないところがあるんですけども、給付にしてもそういったものはできないかというその点をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。長岡議員、2点、3点ですか。1つはマイナンバーを合わせると3点の項目でよろしかったですか。

それでは3点になりますが、それぞれ答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） この物価高騰重点支援地方創生臨時交付金については、市長公室部局のほうで主にその企画をするといいますか、各部からのこういったことができるのではないかというような提案であったりとか、またこちらのほうで一部は企画をしてこういったことができるということで計画をさせていただいているということで、私のほうから全体的にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

初めに個人か世帯か、このところについては確かに議員のおっしゃられるように公平性の観点からいけば個人への給付というのも一つの方法だということとはございます。この点についても議論の中では出てまいりました。ただし、やはりどうしても迅速性ということを考えていきますと、この世帯ごとに給付するという、こういったほうが早く、そして正確にお届けすることができる、こういったこともございます。

加えまして、個人給付にしたときに商品券でいいのかというようなそんな議論もあろうかというふうなこともあるかと思えます。

さきに実施をさせていただきました燃料の補助、こちらについても世帯でさせていただいた実績

もございまして、そのときにも90数%の実績というものも得ておりますので、こういった点も踏まえまして、やはり市としては世帯というところで着目をして支援をしていきたいというような結論に至ったことでございます。

そして、商品券の使い場が悪いということで、美並地域の御事情もよく分かります。一方で、この商品券にした理由の中には、市内事業者への支援ということもございまして。両面を併せもって商品券にしたという経緯がございまして。例えば、これを現金であつたりとか、またポイントであつたりとか、こういうところでしょうとした場合には、この資金が市外へどうしてもやっぱり出ていくというようなことも考えられますので、やはり先ほど申し上げましたように、両面、生活者と市内事業者の両面をもって支援をということを考えたときに商品券という発想になったということもございまして。

マイナンバーについては、総務部長のほうから御答弁をさせていただきます。

○議長（森藤文男） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） こういった支援の場合によくマイナンバーカードの活用がということでお話がございまして、事務的なお話になりますので申し訳ございませんけれども、令和2年に特別定額給付金をやったときにマイナーポータルからマイナンバーカードを使って迅速に振込みが出来ますというような手続がなされましたが、実際には、私どもはその申請を市に通知があつて申請がありましたということで、結果的にその方がどういった口座を登録して見えるのかというものを見に行つて、それを支払状に入力して処理をしているというような実態がございました。ですので、これは、今、制度的に運用が変わっているかもしれませんが大変申し訳ないんですけれども、そういった使い手の悪さというものは現実的にございまして。マイナンバーカードに登録されている公金振込口座を、仮に私どもにデータとしてどかんとかいただけたら、その口座情報をもってこちらから支給するというような方法は取れるかもしれませんが、現状はそういった仕組みになっておりません。ほかの自治体で重点交付金を使われる水道料金の口座にこちらから給付金を支給するというようなこともやられていますので、あるいは結果的にその公金口座をきちんと引落としの口座に対して給付金を交付するというようなこともやられていますので、実際にマイナンバーのデータがもらえるのであれば使える可能性はあります。ただ、現実はそうなっておりませんので、マイナンバーを重点交付金の振込口座に使うというのは、ちょっと今時点では使いづらい制度になっておりますというふうに考えてございまして。

（11番議員挙手）

○議長（森藤文男） 11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） ありがとうございます。私はやはり個人の消費の刺激をするという面からいけば、世帯にやっつて世帯の誰かが1人で勝手に使ってもらふということもありますので、そ

う刺激を与えるということであれば、やっぱり僕は個人に行くべきではないかなと、多少手間はかかるかもしれないけれども、それは自然に思いますし、それは現金給付であろうが今の商品券であろうが個人ではないかなというふうに私は思いますし、それから、市内の事業者への支援というかそっちにも商品券は意義があるということでもありますけれども、事業者自体も商品券なり何かは渡るわけですので、そこで既に平等になっているというふうに私は考えればいいのかなというふうに思っております。何よりも頂いた方、市民が使いやすいということをもうちょっと重点的に考えていただきたいなというふうな思いを持ちます。

それから、マイナンバーカードについてはいろんな国との事情があるということで理解いたしましたけれども、市のほうでも例えばいろんな引落としとか、税務関係の、そういったところとか、年金の関係はちょっと分かりませんが、そういった口座を抑えている部分もあろうかと思えますので、そういったできるところは活用できないかなんていう思いもありますけれども、今後いろいろ協議の上、進めていただければありがたいなというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑をなしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第143号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第143号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第143号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第144号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第144号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第144号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第144号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第145号 令和7年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第145号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第145号は委員会付託を省略することに決定をいたします。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第145号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第146号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第146号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第146号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第146号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第147号 令和7年度郡上市水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第147号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第147号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第147号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第148号 令和7年度郡上市下水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第148号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第148号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第148号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第149号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第149号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第149号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第149号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第149号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

昼食の時間になりましたが、このまま会議を続けさせていただきます。

◎議発第10号について(採決)

○議長(森藤文男) 日程27、議発第10号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により申出がありました。申出のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長(森藤文男) ここで、市長より御挨拶をいただきます。

山川市長。

○市長(山川弘保) それでは、令和7年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る12月2日開会以来、本日12月19日に至るまでの18日間にわたり、終始、慎重かつ御熱心に審議をいただきました。多くの議案につきまして御議決をいただき、誠にありがとうございました。それぞれの施策、制度の適切な執行に努めるとともに、審議の過程で頂戴いたしました数々の御意見、御提案につきましても、市政運営にそれらを踏まえてまいりたいと思います。

さて、本議会では、美並の新しい小学校の名称を決めていただき、そして本格的な統合に向けての歩みが始まります。また、明宝の中学校へ保育園が入るという形、これもお認めいただきまして、2つの新しい教育施設が始まってまいります。両施設とも、美並につきましては郡南中学校の体育館を利用して新たな体育館を造ることなく統合ができましたこと、また明宝につきましては中学校の校舎に保育園が入るといった新しい形での運用、こういったことで郡上市のいろいろな施設の適正化、配置が進んだことに感謝申し上げます。

また、郡上市におきましては、事業の自主展開ということも始まりました。こういった地域力の向上が、これからの郡上市の明日に向かっての大きな原動力になると思っております。

ふるさと納税のほうも私が就任しましたとき、これは自主財源としてどうしても増やしていかなければならないという思いで、職員が大変、東奔西走してくれました。おかげで今年も順調に上がってきております。これも感謝申し上げます。

そして、何よりも若い力が郡上市を動かし始めたというこの事実が大変、今年には明るい話題の一つになったと思っております。

また、議案第118号 郡上市の組織改編につきましても、多数の御意見もいただきましたが、これもお認めいただきましてことを感謝申し上げます。

1年9か月前に病院から市役所へ移ってまいりました。そのとき、職員のいろいろな声も聞かせていただき、郡上市のシステムと同時に市役所のシステムもこのままでいいのかという思いがありました。そういった中、ある職員から、夜、涙を流しながら遅くまで家庭のことができず、ここで働かなければならないというそういった状態がある、それが常態化しているというような話もありました。働き方改革の進んでいる中、今までは男性の子育てのための育休を取るというようなことはありませんでしたが、やはり時代の流れの中、郡上市役所でも職員はそういうことをしっかりと取って、いいお子さん、そして家庭を支えるということも必要だと思います。

合併以来20年間、小さな改編だけでこの郡上市役所の組織はやってまいりましたが、やはり4分の1の人口が減ってしまった。その事実の中で市役所のこの部局は変えなくていけるのだろうか、涙を流しながら職員に仕事をしてもらわなければならないのだろうかという思いの中で今回のこの改編の議案につきまして皆様にお認めいただいたところです。

フレームは決まりました。令和8年から新しい体制が始まります。そういった中で外側だけ決まっては万歳というわけにはまいりません。中身も変えていかなければなりません。これまでの各部課の在り方の中で、これも私が感じたところですが、いろいろな委員会、審議会等、たくさんの所管がございます。法律で設置を定められた委員会は当然これを維持していくことは必要ですが、その開催回数であるとか、そういったものも見直す必要はあると思っています。

また、委員会、審議会に特定の方が重複して委員をしなければならないといったような状態も見受けられます。こういったことにつきまして、委員の改選の際にそれが本当に適正な委員会の数なのかといったようなことも考えていきながらやりたいと思いますし、私の目からは職員が作ってくださる資料が大変重厚というか、大変な量を作らなければならないというような観念が頭の中に入り込んでいるのではないかと思います。いろいろな会社では、ペーパー1枚で説明ができるようにしなさいといったようなところも出てきています。職員の負担を考えますとこういった委員会、審議会のみならず、市の中での部局間、また私に対する説明につきましても簡素化して職員の負担を減らしながら、職員がその資料作りに疲れるのではなく、本来である郡上市を前へ前進させる、そういったところに力が発揮できるよう、今回の議案第118号をお認めいただいたその意義を重く受け止め、しっかりとした職員の働き方を進めてまいりたいと思います。

結びになりますが、議員の皆様方におかれましては、この年末年始、健康には十分御留意いただきまして、ますますの御活躍をされますよう御祈念申し上げます。

以上、閉会に当たり、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

令和7年12月19日、郡上市長 山川弘保。

ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（森藤文男） それでは、令和7年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月の2日より本日までの18日間、条例の制定、また改正をはじめ、多くの補正予算等の審議を慎重にさせていただきました。皆様の御協力を賜り、滞りなく全議案が議了することができました。ありがとうございました。

また、山川市長をはじめ、執行部におかれましては、丁寧な説明、真摯なる態度でこの議会に臨んでいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

一般質問等で、皆様方に、執行部のほうに提案、提言等をされましたことは、先ほど山川市長もおっしゃいましたが、十分に配慮をされまして予算等にしっかりと反映をさせていただきたいというふうにして思います。

また、今、地方議会、議員に望ましくない事案が新聞紙上をにぎわしておることは承知だと思います。議員としての自覚、責任をしっかりと持っていただき、その役割はどうであるか、しっかりと何度も申し上げますが市民の負託に応えるように、しっかりとその責務を全うしていただきたい、そんなことを思いながらこの議員活動を努めていただきたいというふうにして切にお願いを申し上げます。

まだまだ寒さ厳しく、インフルエンザ等も本当に流行しております。年末年始、皆様方は多くのまた行事等にも参加されると思いますが、十分健康には留意をされまして、年末年始をお迎えしていただきたいというふうにして思います。

本当に皆様、どうもありがとうございました。皆様方の御健勝を御祈念申し上げて、私からの挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第4回郡上市議会定例会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでございました。

(午後 0時10分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 山 田 智 志

郡上市議会議員 本 田 教 治